

## ソフトウェア使用許諾契約書

### 重要

本ソフトウェアのインストールおよびご使用前に必ずお読みください。

本契約は、日本語・英語活字カラーOCRソフト「読取革命Ver.15」(以下、本プログラムといいます)および本プログラムに関するマニュアル類などの著作物(以下、関連資料といい、これらを総称して本製品[セットアップCD-ROMがある場合は、当該CD-ROMも含む]といいます)の使用許諾に関する契約であり、お客様は以下の内容をお読みいただき、同意されたうえで本製品をご使用ください。もし、お客様が本契約の内容に同意されない場合は、直ちにインストール作業および本製品の使用を中止し、購入先へご連絡ください。

### 第1条(使用許諾)

1. お客様は、本製品を、日本国内でのみ使用することができます。
2. お客様は、本プログラムを1台のコンピューターにインストールして使用することができます。本プログラムをネットワークその他の方法により複数のコンピューターで使用する場合には、使用するコンピューターの台数に応じた本数をご購入いただかなければなりません。また、本プログラムを異なるコンピューター間で共有、または同時に使用することはできません。

### 第2条(使用の制限)

1. お客様は、前条に明記されている場合を除き、本製品を複製、変更することはできません。また、有償・無償を問わず、本製品を第三者に使用させたり、譲渡したりすることはできません。
2. お客様は、本プログラムの全部または一部について、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アッセンブルを行うことはできません。

### 第3条(著作権)

本製品の著作権は、弊社または弊社に使用許諾している者(以下、許諾者といいます)が有し、日本国の著作権法および国際条約によって保護されています。お客様は、第1条に従い、本製品を使用する権利を取得することができますが、その著作権までがお客様に移転するものではありません。

### 第4条(保証の範囲)

1. 本製品に物理的な不具合がある場合、あるいは本プログラムが関連資料に記載されたとおりに動作しない場合、本製品の領収書または購入を証するもの(またはその写し)をご呈示いただければ、お買い上げ後90日間に限り、無償で修理、交換いたします。ただし、不具合が修理または交換で解消できない場合は、本製品のお支払い済み代金をお客様にお返しすることで保証の代わりとします。なお、風水害、地震、火災、その他の災害、第三者による行為、事故、誤使用など、不具合の原因が弊社の責によるものでない場合については、当該保証の対象外とします。
2. お客様は、本プログラムの変更、改造を行わないでください。お客様の変更、改造により何らかの不具合が生じたとしても、弊社では一切保証いたしません。また、お客様の変更、改造の結果、万一お客様に損害が生じたとしても弊社が責任を負うものではありません。
3. 弊社は、お客様に対し、本条第1項に記載された保証を除き、本製品の機能、性能、品質がお客様の特定の用途、利用目的に適合していることを含むいかなる明示もしくは黙示の保証も行いません。
4. 弊社は、ご愛用者登録を行ったお客様に対して、バージョンアップなどに関する最新情報の提供サービスを実施いたします。お客様は、本プログラムのインストール後に別途弊社が定める

方法によりご愛用者登録を行ってください。なお、サービスの内容・提供時期・方法・条件などは、弊社独自の裁量にゆだねられるものとします。

#### 第5条(問い合わせ回答)

1. 弊社は、お客様から問い合わせがあった本製品の使用上の質問について回答するものとします。ただし、お客様からの質問の受け付けとその回答は、関連資料記載のパナソニック株式会社の P3 カスタマーサポートセンターが行うものとします。
2. 前項に基づく問い合わせ回答の実施期間は、お客様が本製品を購入された日から1年間とし、その実施時間は、P3 カスタマーサポートセンターの通常の営業時間内に限られるものとします。

#### 第6条(バージョンアップ版の取扱い)

本製品が本製品の旧バージョン(「読取革命 Ver.14」以前)または「読取革命 Lite」のバージョンアップ版として提供されている場合、お客様がバージョンアップの対象製品について既に使用許諾を受けていることが本製品使用の前提条件となります。

#### 第7条(責任の制限)

1. 弊社および許諾者は、本製品の使用もしくは使用不能により、お客様に直接または間接的に生じるいかなる損害(通常損害、特別損害、結果的損害を問わない)についても、一切責任を負わないものとします。ここでいう損害は、事業利益の損失、業務の中断、情報の損失、金銭的な損失、あるいは第三者から請求を受けた損害などを含みますが、これらに限定されません。
2. いかなる場合でも、本契約に基づく弊社の責任は、本製品のご購入に際しお客様が実際に支払った金額を上限とします。
3. 前二項の定めにかかわらず、お客様が消費者契約法第2条第1項(下記注釈参照)で定義される消費者にあたり、弊社に故意または重過失がある場合はこの限りでないものとします。

#### 第8条(輸出規制)

お客様は、米国および日本国の輸出関連法規のすべてを遵守するものとします。

#### 第9条(準拠法)

本契約の成立、効力、解釈および履行については、日本法を準拠法とします。

#### 第10条(契約の終了)

1. お客様は、いかなる場合でも本製品および本製品のすべての複製物を、お客様の責任と費用負担において弊社に返却するか、破棄することにより、本契約を終了させることができます。
2. お客様が本契約の内容に違反した場合、弊社は本契約を解除し、本製品の使用を終了させることができます。その場合、お客様は、本製品および本製品のすべての複製物を、お客様の責任と費用負担において弊社に返却するか、破棄しなければなりません。

※消費者契約法第2条第1項において、「消費者」とは、個人(事業としてまたは事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く)をいう、と定義されています。